

名古屋市教育委員会定例会

平成 26 年 2 月 6 日
午後 3 時
教育委員会室

議 案

- 第 8号議案 請願・陳情審査について
- 第 9号議案 名古屋市社会教育委員条例の一部改正について
- 第10号議案 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について
- 第11号議案 名古屋市図書館条例の一部改正について
- 第12号議案 名古屋市名城庭球場条例の一部改正について
- 第13号議案 平成25年度補正予算について
- 第14号議案 平成26年度当初予算について
- 第15号議案 財産の取得について
- 第16号議案 指定管理者の指定について
- 第17号議案 教職員人事について

出席者

野 田 敦 敬 委員長
服 部 はつ代 委 員
梶 田 知 委 員
福 谷 朋 子 委 員
古 川 隆 委 員
下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員26名

(野田委員長)

ただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。第 9 号から第 17 号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思っております。会議録につきましても、第 17 号議案は非公開とし、第 9 号から第 16 号議案は議会に上程されるまでの間に限り、非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、2名から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第2条により、許可いたしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

【傍聴人入室】

(野田委員長)

傍聴される方をお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第4条により、次の2点を守っていただくことになります。1点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表さないこと、2点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、の2点です。また、同規則第5条により、録音等については禁止しております。

それでは、議案に移ります。審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありました。会議の運営上、5分以内で陳述を許可することにしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

それでは、陳述人の方は、前へお願いします。

口頭陳述される方をお願いします。会議の円滑な運営を図るため、口頭陳述は5分以内で行うようお願いいたします。それでは、陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた。】

(野田委員長)

ありがとうございました。これをもちまして、口頭陳述を終了します。席へお戻りください。

それでは、第8号議案「請願陳情審査について」、事務局の説明を求めます。

(金田指導室長)

それでは、第 8 号議案について、お願いいたします。提出されました請願書の要旨はお手元の議案に書かせていただいたとおりでございます。指導要領の要求内容にしっかりと適合した教科書の選択を求めます、というものでございます。学習指導要領では、中学校社会科歴史的分野、古代までの日本の内容の取扱いとして、大陸から移住してきた人々の我が国の社会に果たした役割に気付かせること、聖徳太子の政治、大化の改新から律令国家の確立に至るまでの過程を小学校での学習内容を活用して大きくとらえさせること、以下省略いたします、と示されています。学習指導要領は、教育基本法の目標を踏まえて記述されたものでございます。本市で採択しております中学校歴史教科書は、国による検定に合格したもので、その記述内容は、学習指導要領が求めるものになっていると判断いたします。教育委員会では、学習指導要領の趣旨と各者の記載の特色を踏まえ、編集趣旨の適切性、教材の適切性等の観点項目を設けて、慎重に調査研究と検討を重ね、教科書を採択いたしました。なお、参考といたしまして、中学校社会科歴史的分野、自由社と教育出版の教科書の聖徳太子の政治に関する記述、及び学習指導要領解説と 7 種の教科書の比較表をまとめたものをお配りしてあります。以上、よろしくご審議をお願いします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(下田教育長)

教科書には、それぞれ編集の方針があるので違いはあると思いますが、学習指導要領に適合しているかどうかという観点では、適合していなければ検定を通りませんので、その中で選ぶときに、適切なものを選らんだと考えますので、今の時点で変える必要はないと思います。

(野田委員長)

請願の趣旨に、指導要領の要求内容にしっかりと適合した教科書の選択を求めます、とありますが、本市の採択している教科書は、検定を通っているもので、学習指導要領に適合しているというご意見でした。

教科書検定の基準がわかりましたら、前もご説明いただきましたが、再度ご説明ください。

(金田指導室長)

教科書検定の基準でございますが、文部科学省は、教科書検定の審査の基準といたしまして、義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準を定めております。検定基準は、検定審査の基本方針であります総則のほか、各教科共通の条件と各教科固有の条件とから構成されております。各教科共通の条件としましては、教育基本法の教育の目的及び目標、学習指導要領に示されている教育方針、各教科の目標に一致していること、学年の児童生徒の発達段階に適応しており、心身の健康や安全及び健全な情操の育成に必要な配慮を欠いていることがないことなどが挙げ

られております。以上です。

(野田委員長)

そういった検定基準を通った教科書です。自由社も教育出版も同様に通っています。今回の請願は、聖徳太子の政治の記述内容ということで、資料をつけていただいておりますが、この資料の説明をお願いします。

(金田指導室長)

資料としてお出ししております自由社と教育出版の教科書の聖徳太子の政治に関する記述でございますが、ご覧のように自由社の方は、聖徳太子の新しい政治を始め、2ページ、2ページ、0.6ページの合計4.6ページ。それに対しまして教育出版の方は、あつく三法を敬えという形で2ページの記述があり、ページ数で言いますと、自由社の方が多いたということがございます。

(野田委員長)

聖徳太子の政治について、自由社の方が厚くとりあげられています。先回もありましたとおり、それぞれの特色がありますので、先程下田委員も言われましたが、ここを厚くすればどこかが薄くなる、各教科書それぞれに特色があります。

その他、いかがでしょうか。今までも議論をしてきましたので、本日はあまりご意見がございませんが、例えば、聖徳太子は子どもたちにとっても身近というか有名ですので、調べる資料はたくさんあると思われれます。先回もお話しましたが、最近の教育の特徴として、教えるから学ぶことですので、あることをきっかけにして、子どもたち自身が調べる、例えば冠位十二階にしても子どもたちが調べてみる、それから十七条の憲法も三条までしか載っていないければ、四条からはどうなっているか、そういった疑問を思わせるような学習スタイルが今の方向ですので、子どもたちが調べたものこそ、子どもたちのなかに残っていくと思います。

その他にいかがでしょうか。他にご意見もないようですので、第8号議案についてお諮りいたします。本市で採択している中学校歴史教科書は、国による検定に合格したもので、その記述内容は、学習指導要領が求めるものになっていると判断いたします。また、教科書の選定に際しては、学習指導要領の趣旨を踏まえた上で、教科書の記述を読み比べて議論いたしました。したがって、学習指導要領に則った中学校の歴史教科書の選択を求める請願については、不採択としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第9号議案からは非公開になります。傍聴人の方は退室してください。

【傍聴人退室】

第 9 号議案から第 17 号議案は非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 57 分終了

名古屋市教育委員会定例会

平成 26 年 2 月 6 日
午後 3 時
教育委員会室

議 案

- 第 8号議案 請願・陳情審査について
- 第 9号議案 名古屋市社会教育委員条例の一部改正について
- 第10号議案 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について
- 第11号議案 名古屋市図書館条例の一部改正について
- 第12号議案 名古屋市名城庭球場条例の一部改正について
- 第13号議案 平成25年度補正予算について
- 第14号議案 平成26年度当初予算について
- 第15号議案 財産の取得について
- 第16号議案 指定管理者の指定について
- 第17号議案 教職員人事について

出席者

野 田 敦 敬 委員長
服 部 はつ代 委 員
梶 田 知 委 員
福 谷 朋 子 委 員
古 川 隆 委 員
下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員26名

(野田委員長)

続きまして、第 9 号議案「名古屋市社会教育委員条例の一部改正について」、第 10 号議案「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について」、第 11 号議案「名古屋市図書館条例の一部改正について」、第 12 号議案「名古屋市名城庭球場条例の一部改正について」の 4 件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小山総務課長)

第 9 号議案「名古屋市社会教育委員条例の一部改正について」をご説明いたします。

これまで、社会教育委員の委嘱の基準は社会教育法に定められておりましたが、この度、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会教育法が一部改正され、社会教育委員の委嘱の基準を地方公共団体の条例で定める必要が生じたことから、規定の整備を行うものでございます。条例で委嘱の基準を定めるに当たりましては、文部科学省令に示された基準を参酌し、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者を基準とするものです。施行日は平成 26 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、第 10 号議案「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。公立高等学校の授業料は、平成 22 年 4 月分から不徴収となっておりましたが、この度、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が一部改正されたことにより、平成 26 年 4 月以後に公立高等学校に新たに入学する生徒について、授業料を徴収することになりました。これを受け、名古屋市立高等学校の授業料を定めるものでございます。議案の最後に添付いたしました、高等学校等就学支援金についてのちらしをご覧ください。法改正に伴い、国から市町村民税所得割額が 30 万 4200 円未満、年収 910 万円程度の世帯について、全日制は月額 9,900 円、定時制は月額 2,700 円の就学支援金が支給されるため、対象世帯の実質的な負担は 0 円となります。なお、既に平成 26 年 3 月 31 日時点で高等学校に在学している生徒の授業料については、引き続き不徴収となります。

続きまして、第 11 号議案「名古屋市図書館条例の一部改正について」をご説明いたします。瑞穂図書館は、昭和 44 年 8 月の開館から 44 年が経過し、建物の老朽化、バリアフリーの未対応などから改築整備が必要な状況となっていることから、新たに設置される瑞穂文化小劇場と合築することとしました。本改正は、瑞穂図書館の改築移転に伴い、所要の改正を行うものです。施行日は、別に規則で定めます。施行は、平成 27 年 7 月を予定しております。

続きまして、第 12 号議案「名古屋市名城庭球場条例の一部改正について」でござい
ます。これは、名城庭球場において、利用料金制度を導入するものでございます。施行日は、平成 26 年 4 月 1 日でございます。よろしくご審議をお願いします。

(野田委員長)

4 件の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんでしょうか。

特に、ご意見もないようですので、第 9 号、10 号、11 号、12 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 13 号議案「平成 25 年度補正予算について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(佐野企画経理課長)

第 13 号議案「平成 25 年度補正予算について」説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。2 月補正予算の総括表でございます。今回の補正予算は、昨年 12 月に決定されました国の好循環実現のための経済対策に基づく補正予算に呼応し、26 年度当初予算から 25 年度 2 月補正予算へ前倒し実施するものを中心に、計 8 事項でございます。予算総額は 156 億円余、うち一般財源で 18 億円余となっており、大型の補正予算となっております。

2 ページをご覧ください。2 月補正予算の概要でございます。まず、校舎等の大規模改造につきましては、国の補正予算に呼応し、昭和 55 年以前に建設され、大規模改造が未実施の小中高等学校及び幼稚園の校舎等約 75,000 m²につきまして、老朽化した屋上、外壁、内装等の一体的な機能回復工事を行うものでございます。続きまして、小学校普通教室空調設備の整備でございます。小学校普通教室空調設備の整備につきましても、国の補正予算に呼応し、子どもたちの学習環境の充実を図るため、今年度の中学校での整備に引き続き、空調設備が導入されていない小学校 2,202 室の工事及び 2,240 室の設計を実施するものでございます。

3 ページをご覧ください。小学校校舎のリニューアル改修でございます。小学校校舎のリニューアル改修につきましても、国の補正予算に呼応し、築 40 年程度を経過した学校施設を対象に、内外装の改修、設備機器の更新等を行うリニューアル改修を小学校 1 校で実施するものでございます。続きまして、小中学校運動場の改修でございます。小中学校運動場の改修につきましても、国の補正予算に呼応し、前回改修から 20 年を経過し、劣化状態が著しく、屋外教育活動に支障が生じている小中学校 12 校の運動場につきまして、必要な整備を行うものでございます。

4 ページをご覧ください。肢体不自由学級設置校へのエレベーターの整備でございます。肢体不自由学級設置校へのエレベーターの整備につきましても、国の補正予算に呼応し、肢体不自由児が就学する小中学校 2 校において、校内の円滑な移動のため、エレベーター棟の増築工事を実施するものでございます。続きまして、瑞穂公園ラグビー練習場の人工芝張替工事でございます。瑞穂公園ラグビー練習場の人工芝張替工事につきましても、国の補正予算に呼応し、利用者の安全確保を図るため、摩耗等により経年劣化した人工芝の張替工事を行うものでございます。ここまでの 6 つの事項につきましては、いずれも年度内に整備を完了させることができないことから、繰越明許費として全額を翌年度に繰越しいたします。

5 ページをご覧ください。瑞穂公園施設用地の取得でございます。瑞穂公園施設用地の取得につきましては、国の交付金の追加認証に伴い、瑞穂運動場の整備に必要な用地の一部約 1,300 m²につきまして、先行取得をしていた名古屋市土地開発公社からの買い戻しを実施するものでございます。続きまして、生涯学習センターエレベーターの更新でございます。生涯学習センターエレベーターの更新につきましては、工事契約の遅れにより、年度内に整備が完了しないことから、平成 25 年度当初予算に計上されていた生涯学習センター 3 館分の事業費 5 千 5 百万円を、繰越明許費として全額を翌年度に繰越しするものでございます。簡単ではございますが、説明は以上でござ

います。よろしくお願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問はございませんか。大型の補正ですね。

特にご意見もないようですので、第 13 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 14 号議案「平成 26 年度当初予算について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(佐野企画経理課長)

第 14 号議案「平成 26 年度当初予算について」説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。平成 26 年度当初予算の概要につきまして、ご説明いたします。1 予算総額及び前年度予算比較でございますが、(1) 当初予算比較表にお示したように、26 年度の教育委員会所管の歳出予算額は、656 億 1,300 万円余でございます。前年度の当初予算額と比較いたしますと、44 億 4,500 万円余、7.3%の増となっております。4 年ぶりの増額予算となっております。教育予算が増額となった主な理由といたしましては、守山区に平成 27 年 4 月開校予定の吉根中学校の新設工事や小中高等学校における体育館天井等落下防止対策工事の実施等によるものでございます。また、当初予算額のうち、市長による政策的判断を必要とする臨時政策経費につきましては、一般財源で約 11 億円が予算措置されており、前年度とほぼ同額を確保いたしております。次に、(2) 2 月補正予算の比較表をご覧ください。第 13 号議案でご説明いたしました 25 年度 2 月補正予算額は、156 億円余となっております。24 年度の 2 月補正予算額に比べ、12 億円余の増となっております。25 年度 2 月補正予算額につきましては、国の経済対策に呼応し、26 年度当初予算での要求事項を前倒し実施するものであるため、当初予算額に補正予算額を加算して比較をしたものが(3)の表でございます。当初予算に 2 月補正予算を加算した金額は、総額で 813 億円余となり、前年度に比べ、57 億円余、7.6%の増となっております。次に、2 主な当初予算未計上事項でございます。臨時政策経費として予算要求を行ったもののうち、施策の優先度や緊急性等の観点から予算未計上とされた主な事項といたしましては、子どもの教育に関する総合的な相談施設の整備にかかる調査や千種図書館整備手法の調査がございます。いずれの事項につきましても、調査費の予算計上は認められませんでした。内部検討は可能とされておりますので、次年度以降の予算化に向け、関係局との調整を進めてまいります。

2 ページをお願いいたします。歳出予算の科目別の主な増減理由につきまして、掲

載いたしました。3 中学校費の 2 7 億円余の増につきましては、吉根中学校の新設や体育館天井等落下防止対策の実施によるもの、また、8 私学振興費の 8 億円余の増につきましては、私立幼稚園授業料補助単価の増額によるものでございます。なお 1 0 体育費の 6 億円余の減につきましては、瑞穂公園陸上競技場公認改修工事の減に加え、スポーツ施設への利用料金制度導入によるものでございます。

3 ページをご覧ください。主な施策一覧でございます。いじめ・不登校対策の充実など、1 0 の予算編成方針のもとに、26 年度当初予算及び 25 年度 2 月補正予算に計上された主な事項を掲載いたしました。時間の関係もございますので、事項を絞って、ご説明させていただきます。まず、1 いじめ・不登校対策の充実でございます。1 番上のなごや子ども応援委員会の設置につきましては、いじめや不登校など児童生徒に関わる諸問題に対応するため、市内を 1 1 のエリアに分割し、各エリアに常勤のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等 4 名で構成されるなごや子ども応援委員会を設置するものでございます。その下の生徒指導支援講師の配置は、いじめや問題行動を起こす児童生徒に対応する担任や生徒指導担当教員の代替として、非常勤講師 1 1 名を新たに配置するものでございます。26 年度は、子ども応援委員会の設置校への配置を予定いたしております。その下のスクールカウンセラーの配置は、いじめや不登校等の問題に対する相談体制の充実を図るため、小学校 7 7 校において、非常勤のスクールカウンセラーを現行の年 3 0 時間から 7 0 時間へ拡充するものでございます。その下の学校生活アンケートの実施は、25 年度 9 月補正で初めて予算化された事項ですが、引き続き 26 年度も、市立の小中高等学校の全児童生徒を対象に、年 1 回実施してまいります。

4 ページをお願いいたします。2 特別支援教育・発達障害対応施策の推進でございます。1 番上の南養護学校分校の整備につきましては、特別支援学校の教室不足を解消するため、南区の宝小学校の余裕教室を活用し、南養護学校の小学部分校を平成 27 年 4 月に開校するための工事を実施いたします。その 3 つ下の発達障害対応支援講師及びその下の発達障害対応支援員は、発達障害のある児童生徒への学習指導及び学校生活全般での介助等を行うため、合わせて 1 6 名の配置拡充を行うものでございます。

5 ページをご覧ください。3 学校におけるマンパワーの拡大でございます。一番上の部活動外部指導者及び顧問の派遣は、部活動の充実・活性化及び教員が子どもと向き合う時間を確保するため、外部指導者の派遣回数を大幅に拡充いたします。また、顧問派遣につきましても、中学校への派遣校数を倍増するとともに、新たに小学校 8 校へ派遣いたします。なお、これに伴い部活動の教員指導者謝金は廃止いたします。その 2 つ下の小学校 1 ・ 2 年生での 3 0 人学級の実施は、学校現場からの要望も踏まえ、学級担任を務めることのできる常勤講師の配置人数を 1 0 名から 1 7 名へ拡充いたします。なお、これに伴い、非常勤講師の配置時間数は精査いたします。

6 ページをお願いいたします。4 学校教育活動の根幹的な予算の確保でございます。上から 2 つめの学校光熱水費は、財政局からは 5 % カットが示されておりましたが、昨今の燃料単価上昇等による電気・ガス料金の増額等を勘案し、予算を増額いたします。なお、これに伴い、その下のマイスクールプランの実施にかかる予算額は、5 % 縮減いたします。続きまして、5 安心・安全・快適な学びの環境整備でございます。

一番上の小・中・高等学校の体育館天井等落下防止対策は、地震発生時の児童生徒の安全確保と避難所となる学校施設の安全対策のため、体育館や格技場などの吊り天井の撤去等を実施いたします。その下の小学校統合校の設計は、小規模校である西区の幅下、江西、那古野小学校の3校を統合し、現在の幅下小学校の校地に、新校舎を整備するための設計等を実施いたします。平成29年4月の新校舎供用開始を目指し、整備を進めてまいります。

7ページをご覧ください。6学校教育の今日的な課題への対応でございます。一番上の魅力ある高等学校づくりは、平成27年4月の向陽高等学校国際科学科の開設に向け、テレビ会議システムを導入したサイエンスラボを整備するとともに、工業高等学校における有人飛行機の製作準備等を進めてまいります。その下の市立幼稚園における預かり保育の実施は、子育て支援の充実を図るため、実施園数を17園から23園へ拡充することで、26年度からは全市立幼稚園での実施が可能となります。続きまして、7学びのセーフティネットの構築でございます。上から4番目の私立幼稚園授業料補助は、国庫補助を活用しながら、生活保護世帯及び小学校3年生までの兄、姉がいる第2子、第3子以降の世帯に対する補助額を大幅に増額することで、保護者負担の軽減を図ります。なお、これに伴い、その2つ下の私立幼稚園幼児教育振興事業費補助及びその下の私立高等学校施設設備費補助は、予算額を5%縮減いたします。

8ページをお願いいたします。8生涯学習の推進でございます。一番上の土曜日の教育活動推進事業は、伝統芸能など体験を重視した土曜日の学習プログラムを、保護者、地域人材、民間事業者等の協力も得ながら、3小学校区で試行実施いたします。続きまして、9生涯スポーツの振興でございます。一番上のロサンゼルス四世バスケットボール交流事業は、寄付金を活用しながら、姉妹都市であるロサンゼルス市に在住する日系四世の中学生を招待し、本市中学生とのバスケットボール親善試合等を実施いたします。

9ページをご覧ください。10文化施策の充実でございます。一番上の歴史の里の整備は、守山区上志段味地区にある古墳群を活用して、幅広い世代が古墳時代を身近に感じ、楽しむことができるエリアとして整備するため、26年度は歴史の里整備事業用地の取得及び緑地、古墳整備の設計等を実施いたします。

10ページをお願いいたします。主な行財政改革の取り組みでございます。財政局から示されました通常枠予算の圧縮額及び新規・拡充事項への対応等につきまして、事項ごとに取りまとめたものでございます。1内部管理事務等の見直しでは、部活動指導者謝金の廃止や中学校スクールランチの調理委託業務の仕様の精査などにより、3億7千万円余の圧縮を図っております。2公の施設等の見直しでは、生涯学習推進センター及び武豊野外活動センターの廃止や、スポーツセンター等15施設への利用料金制度の導入などにより、1億2千万円余の圧縮を図っております。3外郭団体に関する見直しでは、公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会への経費支出につきまして、事業内容の精査等により、1千万円余の圧縮を図っております。11ページをご覧ください。4歳入の確保では、神丘中学校第2グラウンドなどの不用土地の売却や新たな国庫補助金の獲得などにより、11億6千万円余の財源を確保いたしております。以上、経費の圧縮と歳入の確保により、教育委員会では総額16億7千万円余の行財政

改革に取り組みました。

続きまして、使用料・手数料改定等でございます。高等学校授業料につきましては、国の高等学校授業料無償化制度の見直しに伴い、26年度入学生からは所得制限を設け、年収およそ910万円以上の世帯から、授業料を徴収するものでございます。

次の新規開設施設につきましては、不登校児童生徒の学校復帰への取組みを促進するため、本年4月に南生涯学習センター及びスポーツ振興会館内に、子ども適応相談センターサテライトスクールを開設いたします。

12ページをお願いいたします。12ページから15ページまでは、「組織及び職員定数」について掲載いたしました。まず、12及び13ページをご覧ください。26年度と25年度の事務局組織の改正についてまとめてございます。新設、廃止組織については、色塗りで、名称変更については、下線でお示ししております。

職員定数の増減に関する事項については、次の14及び15ページをご覧ください。26年度の職員定数は、新たな施策に係る重点的な職員配置を行ったことなどから、前年度比で22人増加し、2,823人といたします。それでは、主な増減の内訳についてご説明いたします。なごや子ども応援委員会の設置に伴い、子ども応援委員会制度担当部を新設するとともに、同担当部になごや子ども応援委員会を統括する組織として子ども応援室を設置し、担当部長以下6名を増員いたします。また、子ども応援委員会に係る任期付職員の採用により33名を増員いたします。加えて、教育施設担当参事を廃止し、参事の指揮命令下にあった学校整備課を総務部長のライン下に移管し、同じく参事の指揮命令下にあった施設計画室及び小規模校対策主幹については、それぞれ学校計画室及び学校規模適正化等担当主幹と名称変更したうえ、子ども応援委員会制度担当部長のライン下に移管いたしました。また、県費負担教職員制度に係る事務・権限の移譲に伴う事務執行体制強化のため、教職員課を増員し、小学校給食調理業務の効率化推進等のため、学校保健課を増員いたします。生涯学習施設関連では、生涯学習推進センターの廃止並びに女性会館及び中村区・熱田区・名東区の生涯学習センターの指定管理者制度への移行と、直営講座事業等を今後実施する生涯学習課の事務執行体制強化により、合計12名を削減いたします。これまで文化財保護室と見晴台考古資料館において執行してまいりました埋蔵文化財の発掘調査業務を文化財保護室において一元的に執行することとし、合計2名を削減いたします。また、歴史の里事業の事務執行体制強化のため、文化財保護室を増員いたします。

16ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。債務負担行為とは、事業が複数年度にわたる場合、契約年度の翌年度以降における支出見込みの限度額をあらかじめ定めておくものでございます。平成26年度予算におきまして、新たに債務を負担する事項は、小学校校舎の増築、南養護学校分校整備に伴う宝小学校プール附属棟の移設及び博物館所蔵資料の修復の3件でございます。また、守山スポーツセンターの建設・運営につきましては、すでに債務負担行為として設定しているものでございまして、期間と限度額を、改めて掲載いたしました。

第14号議案の説明は以上でございますが、当初予算及び2月補正予算の報道解禁は、2月12日の予定となっておりますので、その間の情報の取り扱いにはご注意ください。よろしくお願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問はございませんか。

合計57億増、7.6%増ということで、教育長始め事務局の方にはご尽力いただきました。限られた時間で絞って説明をいただきました。各項目でもう少し詳しく聞きたいことなどございましたら、どうぞ。

(下田教育長)

残念だったのが、子どもの教育に関する総合的な相談施設の整備にかかる調査の調査費がつかなかったことです。

(野田委員長)

もう少し具体的に説明いただけますか。

(下田教育長)

第二子適について、児童相談所や教育と福祉の連携を図ろうとする施設を目指したいと思っています。これから必要になってくる施設であると思っています。

(服部委員)

ぜひ、その施設について力を入れてやっていただけたら、教育委員会だけではなく、保健、福祉の領域の方からも感謝される施設になると思います。

(野田委員長)

学校の光熱水費については、消費税も上がりますので、ご尽力いただいたようでよかったです。

(古川委員)

12ページの新体制のところの、企画経理課主査（資産活用）と書いてありますが、具体的に何かやろうと思っていることはありますか。

(小山総務課長)

企画経理課の主査（資産活用）につきましても、従来も教育委員会の資産を活用して、財源確保や資産の有効活用を図ることを行ってきましたが、今回、企画経理課の中に専任の主査という形で置きまして、教育委員会の財産の土地、建物など、あらゆるものの活用を図り、財源を確保していく目的で、設置をしたものでございます。具体的にはというご質問でしたが、学校の屋根貸しや武豊野外活動センターの今後の売却についてなどを先導的にやっていき、今後の財源確保に結び付けていきたいと思っています。

(野田委員長)

他にご意見もないようですので、第 14 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 15 号議案「財産の取得について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(桜井文化財保護室長)

第 15 号議案「財産の取得について」ご説明いたします。この財産取得については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育委員会の意見が求められますので、議案を提出するものでございます。守山区上志段味に残る古墳群と豊かな自然を保存、活用し、歴史の里の整備を計画しておりますが、提出した議案につきましては、歴史の里整備事業用地として、約 1.4 ヘクタールの公社先行取得地を 18 億円余で買い入れるものでございます。先の 11 月市会におきまして、購入予算をお認めいただいたものでございますが、今回、土地売買仮契約が締結できたことから、用地取得について議案を提出させていただきました。ご審議いただきますようお願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第 15 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 16 号議案「指定管理者の指定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(大坪主幹)

第 16 号議案につきましては、ご説明させていただきます。名古屋市名城庭球場の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があることから、教育委員会のご意見をお聞きするものでございます。候補者の名古屋ローンテニス倶楽部でございますが、名城庭球場のアンツーカコートの

適切な整備を始め、名城庭球場の施設を適切に管理する能力を有し、本市からの指定管理料の支出なく、効率的・効果的な施設の管理運営を行うことができる団体が当該団体のみであることから、非公募で候補者の選定を行っております。なお、名古屋ローンテニス倶楽部から提出された提案書に関しましては、教育委員会事務局において精査し、適切であるものと確認しております。以上のことから、名古屋ローンテニス倶楽部を指定管理者の候補者として選定し、2月市会に議案として上程しようとするものでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問はございませんか。指定管理料0円ということですね。

特にご意見もないようですので、第16号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第17号議案「教職員人事について」を議題といたしますので、関係職員以外の方は退席してください。

【関係職員以外の退室】

第17号議案は非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後3時57分終了